

敦賀市自衛隊協力会会則

(目的)

第1条 本会は、わが国の平和と繁栄を維持するために、自衛隊の健全な成長を念願し、国民全般に自衛隊への認識を深らしめ、之に対する協力を行うことを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、敦賀市役所総務部総務課に置く。

(事業)

第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 自衛隊の演習、行事等に対する協力支援
- (2) 各種団体に対する自衛隊の見学、一日入隊、体験搭(便)乗等の奨励
- (3) 映画会、展示会、講演会等自衛隊の広報に対する協力
- (4) 自衛隊施設部隊の行う部外委託工事に対する協力支援
- (5) 自衛隊員募集協力及び自衛隊除隊者の就職援護等の斡旋
- (6) 災害派遣時の協力支援
- (7) その他必要と認める事項

(会員)

第4条 本会は、趣旨に賛同する法人又は団体及び個人を以って会員とする。

(会費)

第5条 会費は、年1口以上とし、法人又は団体の会員にあっては1口2,000円、個人の会員にあっては1口1,000円とする。ただし、事業に必要な資金は、その都度実費徴収することがある。

(組織)

第6条 本会に部を置くことができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 顧問 若干名
- 2 会長及び監事は、総会において選出する。
 - 3 副会長、理事及び顧問は、会長がこれを委嘱する。
 - 4 役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
 - 5 役員は、後任者が決定するまで原則としてその職務を行うものとする。

(職務)

第8条 会長は、会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、役員会を構成し、総会の議決に基づく業務の執行及び総会に付議する議案を立案する。

4 監事は、会計及び業務の監査結果を総会に報告する。

5 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じ、または意見を述べることができる。

(会議)

第9条 本会は、年1回総会を開く。また、必要の都度理事会を開き事業を遂行する。

2 会議は、会長がこれを招集する。

3 決議事項は、出席者の過半数をもってこれを決する。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときは、会長は、総会の決議事項を処分することができる。

(会計)

第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 会長は、本会の会計事務について、事務局長に処理させることができる。

附 則

1 この会則の変更は、総会において行う。

2 この会則は、昭和37年9月28日より発効する。

3 この改正会則は、昭和44年4月27日より施行する。

4 この改正会則は、平成元年4月26日より施行する。

5 この改正会則は、平成4年5月13日より施行する。

6 この改正会則は、平成23年6月1日より施行する。

7 この改正会則は、平成26年6月1日より施行する。

8 この改正会則は、平成30年4月1日より施行する。